

**【活動事例3】**

公表日:平成 27 年 7 月 31 日

プロジェクト名	1 級登記基準点改測事業 及び 1 級登記基準点の活用
活動団体名 活動者名	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
活動概要	<p>東北太平洋沖地震によって地殻変動が起き、我々が生活する地面、地盤に大きな移動があったことが、国土地理院の電子基準点の動きによりわかった。これにより、復興事業を行う際の基盤となる地図情報と東日本全域の位置情報に齟齬が生じることとなった。</p> <p>迅速な復興事業を進めるにあたり、区画整理や災害公営住宅地を確保する際、土地の権利関係並びにその権利の客体である土地の区画・境界を明確にしなければならない。</p> <p>当協会では、平成 14 年より「登記基準点整備事業」を実施しており、その目的は、土地の境界について高精度な測量を行い、境界トラブルを未然に防止する予防司法の観点と、当該登記基準点を共有することで重複測量を避け、コストを軽減することにより、当協会ホームページで公開してきた。また、当時より地殻変動の影響について検証をし、近傍の登記基準点を活用することの有用性を示唆してきた。</p> <p>このたびの 1 級登記基準点改測事業は、地震後の成果を求め、登記に係る測量業務への迅速な対応を行い、復興事業へ寄与するものである。平成 23 年 11 月実施、平成 24 年 4 月に成果を当協会ホームページより公開しており、当協会社員に限らず、多くの人が活用できるものとしている。</p> <p>また、当協会で受託した復興業務について、1 級登記基準点より登記</p>

	<p>測量を行い、平成24年より高台移転事業の土地取得に係る分筆登記業務で活用しており、今後予想される土地取得に係る登記測量業務に関しても、登記基準点を大いに活用してもらうため整備事業を進めていく。</p>
活動実績	<p>■ 1級登記基準点改測事業</p> <p>期間：平成23年11月～平成24年4月</p> <p>作業量：560点</p> <p>観測者：11月実施…延321人、 12月実施…延92人</p> <p>GNS測量機： 延304台、 延88台</p> <p>観測精度：水平位置…平均1.0cm、 最大2.0cm  標高 …平均1.2cm、 最大2.5cm</p> <p>平成24年4月…当協会ホームページより成果公開中</p> <p>■ 業務受託実績</p> <p>平成24年度…高台移転事業に係る登記測量及び分筆登記</p> <p>平成25年度…高台移転事業に係る登記測量及び分筆登記</p> <p>平成26年度…防災集団移転促進事業に係る登記測量及び分筆登記  …漁業集落道整備事業に係る登記測量及び分筆登記</p>
活動地域	岩手県、宮城県、青森県
活動期間	<p>■ 1級登記基準点改測事業：平成23年11月～平成24年4月</p> <p>■ 1級登記基準点成果の公開：平成24年4月より継続（ホームページ）</p> <p>■ 2級、3級登記基準点改測・整備事業：継続</p> <p>2級480点、3級2934点整備（平成27年6月30日現在）</p> <p>■ 登記基準点を活用した登記測量業務：受託毎に対応</p>
活動分類	<p>活動場所：①被災地</p> <p>活動内容別の分類：オ. まちづくり支援</p>

活動を撮影した写真

東海新報 平成29年(2017) 6月5日(日)

GPSで土地のズレ調査

農林水産省委託調査 気仙沿岸部一斉に16カ所で



気仙沿岸部一斉に16カ所でGPSで土地のズレ調査。農林水産省委託調査の一環として、気仙沿岸部一斉に16カ所でGPSで土地のズレ調査が行われた。調査は、気仙沿岸部の土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。調査は、気仙沿岸部の土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。調査は、気仙沿岸部の土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。

東海新報 平成29年(2017) 7月29日(金)

広田町で東南東へ約3.9メートル

土地のズレ 土地家屋調査士協会が解析



土地のズレ 土地家屋調査士協会が解析。土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。調査は、気仙沿岸部の土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。調査は、気仙沿岸部の土地のズレを把握し、防災対策に活用する目的で行われている。



# 地震で移動の筆界復元 登記基準点をGPSで改測

県公共嘱託協会

県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(安保豊人理事長)は11日、GPS測量による大船渡・陸前高田地区にある登記基準点の改測作業を実施した。東日本大震災によって、県内全域にわたって地盤が移動しており、改測後の登記基準点や地盤の修正などに活用していく。

同協会は、土地の境界を特定するため、県内に登記基準点を約8000点設置している。このうち、気仙地区には大船渡市8点、陸前高田市7点、住田町5点の計20点。これらの基準点は、3月11日の巨大地震により位置関係が移動。このため、同協会では被災後の5、6月にGPS測量を実施して移動量の把握と状況確認をした。

今回の改測作業は、再度GPS測量機器を使って、基準点そのものの位置を観測し、確定するもの。これまで内陸部を中心に58地点のうち439点の改測作業を終了。この日、大船渡・陸前高田地区など129点の改測を行い、県大船渡市内で行われた登記基準点の改測作業で公開する予定。

国土地理院によると、今回の大地震によって、大船渡では赤崎町のフレインランド尾崎にある電子基準点が、東南東に約4・19センチ移動、77センチ下れている。

同協会によると、県内多くの地域が相対的に移動しているが、例えば、筆界復元には地震前後のデータを有する登記基準点が大きな役割を持つという。

改測した結果について、同協会の下北栄光昭副理事長は「今後の筆界復元や地盤の修正などに活用していただき、これから本格化する道路や土地の復旧、復興事業に役立ててもらえる」としている。

登記基準点の改測は、最近では平成25年の宮城内陸部地震以来。同協会では今後、データ解析したあと、本年度内にポイントまで公開する予定。

※ 掲載記事については、東海新報より許可を得ています。

URL	http://www.ick.or.jp/		
問い合わせ先	所 属	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
	担 当 者	理事長 安保豊人	
	電話番号	019-625-3200	
	メールアドレス	office_atmark_ick.or.jp	

※ 迷惑メール対策として、問合せ先メールアドレスの「@」を「\_atmark\_」に変更しております。